

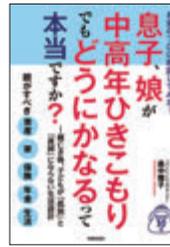




執筆者の本

『息子、娘が中高齢ひきこもりでも  
どうにかなるって本当ですか?』

畠中 雅子 著

[時事通信出版局刊、2022年3月、  
1,760円]

に一時的にかかった費用は平均で74万円、介護費用の月額額は8万3000万円とのこと。「公的介護保険の給付上限額よりも、実際の負担額のほうが多い」という現実が、伝わるのではないだろうか。

また、平均的な介護期間は5年1カ月になっています。この3つの数字をかけ合わせますと、介護費用の合計額は約581万円になります。この金額は、お子さんなどがある方も含めた平均額なので、おひとりさまの場合はこの金額の2倍くらい、2倍が難しくても1.5倍くらいの介護費用は準備しておきたいところです。

### 「定期巡回随時対応型 訪問介護看護」を調べてみる

おひとりさまの老後資金相談として、最近が高齢者施設の住み替えにかかる資金の相談が増えています。それでも本音をうかがうと、「介護が必要になっても、可能な限り、在宅で介護を受けたい」と望む声が圧倒的に多くなっています。「本当は住み替えたくないけれど、ひとり暮らしだから、仕方ない」というのが、本音なのだと感じます。

介護費用については、「在宅介護」安い、施設介護「高い」と決めつける方も少なくありませんが、その決めつけは危険です。介護費用の多寡は、亡くなった時点で初めて判明するからです。実際の相談者を見ると、在宅介護にこだわった結果、施設

介護よりも高い介護費用を負担している方は少なくありません。

前述の通り、在宅介護の場合は、公的介護保険の給付上限額を超えると、全額が自己負担となり、介護費用が青天井になってしまいます。一方の施設介護は、「特定施設入居者生活介護」の認定を受けている介護付有料老人ホームなどに住み替えれば、一定の上乗せ介護費用を支払うことで、月々のランニングコストはある程度固定化されます。

施設側に支払うお金が、年金と貯蓄でまかなえそうな施設を元気づけようというコトになりつつありますが、介護費用を抑える

それでもなお、施設への住み替えを避けたい方は、「定期巡回随時対応型訪問介護看護」（以下、定期巡回）サービスについて調べてみることをお勧めします。定期巡回サービスとは、言わば「在宅老人ホーム」のようなイメージのシステム。一定額の負担で、24時間365日の訪問介護が受けられるだけでなく、看護のサービスにも対応しています。

定期巡回サービスでは、費用も介護度に応じた一律価格ですみます。費用は事業所ごとにまちまちですが、介護保険の自己負担額に加えて、要介護1では月額1万円以下、要介護5でも月額3万円前後などの介護費用を支払えば、サービスが受けられます。公的介護保険だけに頼る場合、サービス

給付の上限額を超えたら、費用のかけ方は青天井ですが、定期巡回サービスであれば、費用負担を抑えつつ、在宅介護が実現します。

定期巡回サービスは、頻繁に訪問してもらえる代わりに、サービスを提供する事業所から、徒歩で〇分、自転車だと〇分以内など、各事業所からの時間や距離に制限があります。そのため、人口が密集している都市部でサービス提供がおこなわれています。自宅周辺に介護事業所がたぐさんあっても、定期巡回サービスをおこなっているとは限らない点に注意が必要です。

在宅介護にこだわりたいおひとりさまは、自宅周辺に定期巡回サービスを実施している事業所がないかを調べてみてはいかがでしょうか。調べた結果、見つからなければ、定期巡回サービスを積極的に引っ掛ける事業所のある地域に引っ越し考え方もあります。

介護が必要になってからの引っ越しは気が進まないと考えられる方も多いはずですが、老人ホームなどへの入所を避けたい方にとって、自宅の引っ越しのほうが希望を叶えられる可能性は高くなるはずですよ。

### 認知症になると、 後見人が必要になる

最後は、後見人について触れたいと思います。ここからは認知症が原因で、介護が必要になるケースを考えます。



## >>> おひとりさまの家計の備え

### 【図表3】おひとりさまの介護への備え チェックポイント

- 介護が必要になったら、認知症になったら等、その先を見据えた対策を早めに講じておく。
- 自分が動けるうちに、「介護認定や申請などをしてくれる誰か」を想定しておく。
- 手伝ってもらいたい内容をリスト化し、「何はできて、何はできないか」を把握しておく。
- 身内に手続きをしてもらえない場合、元気なうちに身元保証のサービスを提供してくれる、できるだけ安心な会社を探しておく。
- 身元保証サービスの会社をピックアップしたら、実際に数社に足を運び、サービス内容や費用について説明を聞く。預かり金の管理についてもしっかり確認しておく。
- 年金と貯蓄でまかなえそうな施設を、元気なうちにいくつか見つけておく。
- 在宅介護にこだわる場合は、「定期巡回随時対応型訪問介護看護」のサービスについて調べておく。
- 後見人が必要になった時、誰に申請してもらおうか、認知症になる前に決めておく。後見の費用も見積もって準備しておく。
- 介護費用について、「在宅介護＝安い、施設介護＝高い」と決めつけない。
- 介護費用として、平均の費用の1.5倍～2倍くらいは準備しておく。

### 【図表2】法定後見の種類

- ・補助…精神上の障害により、物事の理解能力が欠けている人
- ・補佐…精神上の障害により、物事の理解能力が著しく不十分な人
- ・後見…精神上の障害により、物事の理解能力が著しく欠けている状態が常に続いている人

認知症と診断されると、身体的な介護だけでなく必要だった時に比べて、お金の面では問題が多く発生します。まず認知症と診断されて以降は、後見人が付かないとお金を下ろすことができなくなります。認知症が軽度の時には、本人がキャッシュカードを使って引き出すこともあるはずですが、徐々に数字を思い出せなくなり、暗証番号を忘れてしまうケースもたくさんあります。ちなみにお子さんのいる家庭では、認知症を発症する前に「家族カード」を作っておけば、認知症と診断された後も家族カードでお金を下ろせますが、おひとりさまの場合は家族カードを作れる人がいません。お金を下ろせなくなると、日々の生活費にも窮していきいます。そのため、おひとりさまが認知症を発症した場合、成年後見制度

を利用して後見人を選任してもらうのが一般的な流れになります。「成年後見制度」とは、認知症などが原因で、物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る制度です。具体的には、裁判所が選任した後見人に金銭管理などを任せることで、日々の生活をサポートしてもらいます。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類がありますが、認知症になってから利用する場合は、法定後見制度を利用します。任意後見制度は、認知症発症前でないと、利用ができないからです。ちなみに法定後見は、困り方の度合いによって【図表2】の3種類に分けられ、「補助」「補佐」「後見」の順に、認知症の状態が重い人が利用します。

後見人を選任してもらうには、家庭裁判所に申請する必要があります。この申請は誰がおこなうのか、元気な時に決めておかなければなりません。認知症と診断されると、それ以降は一切の契約ができなくなりますので、高齢者施設へ住み替えたいと思っただとしても、後見人が付かなければ、住み替えも困難になります。

自宅を売却しなければ、高齢者施設の入居一時金をねん出できない場合などは、介護が必要になった時点で、将来の認知症に備えて、家を売却して現金化しておくのも介護対策の一つです。認知症を発症すると、家の賃貸契約もできなくなりますので、介護が必要になったら、その先を見据えた対策を早めに講じる必要があります。

おひとりさまの場合、介護費用の準備に加えて、後見人の費用がかかる可能性もあることを踏まえて、資金準備をする必要があります。後見人を選任してもらうためには費用がかかりますし、後見人が付いている限り、亡くなるまで後見人への支払いが続くことも、おひとりさまの介護費用を高額化させる理由になります。

以上のようなことを考えますと、おひとりさまが老後資金を見積もる際は、「健康で天寿をまっとうするのを前提としたプラン」ではなく、「介護が必要になった場合の後見人の費用などを加算したプラン」で考えるのが安全だと思います【図表3】。